

○階段の改修について

国土交通省より「床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（令和6年8月28日付け国住指第208号）」が発出され、階段の改修に係る建築基準法上の取り扱いが示されたところである。

道内の取扱いについて、次のとおりとする。

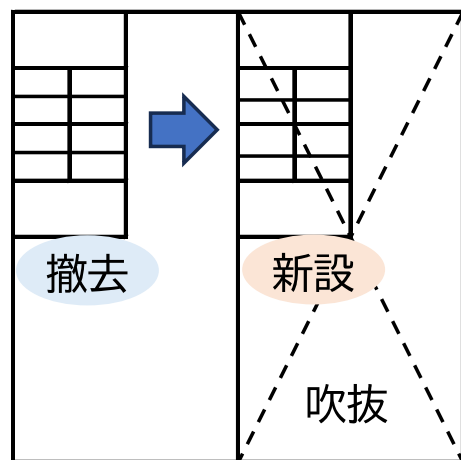
取扱い

- 階段の過半以上について、蹴上げ又は踏面の寸法を改修する場合は、大規模の修繕・模様替と扱う（技術的助言と同様の扱い）。
- 既存の階段を撤去し、新たに階段を設置したことにより床面積が増加する場合、増築と扱う。
- 既存の階段を撤去し、新たに階段を設置しても床面積が増加しない場合、大規模の修繕・模様替と扱う（設置する位置に関わらず）。

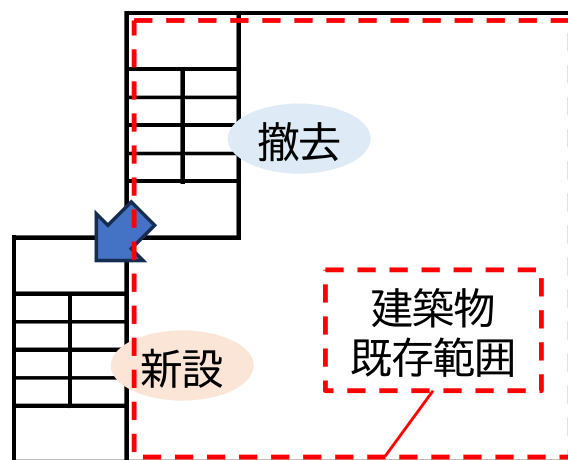
○階段の改修について

既存の階段を撤去し、新たに階段を設置する場合の判断例

増築の例



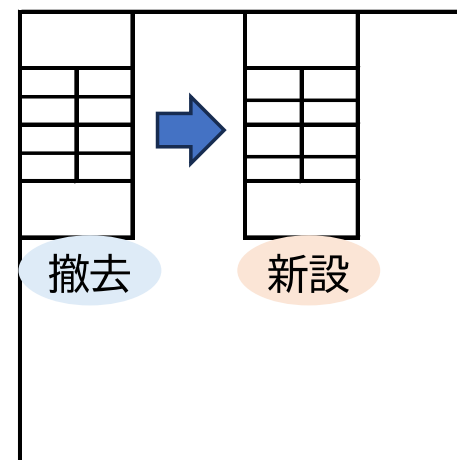
吹抜に設けることで
床面積が増加する。



階段を平面的に追加する
ことで床面積が増加する。

増築として扱う

大規模の修繕・ 模様替の例



階段を撤去して新設しても
床面積の増加は発生しない。

大規模の修繕・
模様替として扱う